

令和8（2026）年度 夏休み子ども乗り放題パスについての意見募集

1. 事業実施者

広島県庄原市東本町三丁目12番12号
備北交通株式会社 代表取締役 河野 文彦

2. 運賃の種類

種類 名称 「夏休み子ども乗り放題パス」
内容 期間限定の小学生・中学生向けの乗り放題乗車券

3. 目的

バスの乗り方教室の延長線としてバス利用のきっかけを創出し、また、利用区間を限定しないことで、さまざまな路線を自発的に利用する機会を増やし、バスの乗車方法や時刻表・路線図の見方などを実際に体験する機会を創出することにより、小学生・中学生等、未来のユーザーを育てることを目的とする。

4. 実施内容

（1）実施期間

令和8（2026）年7月18日（土）～令和8（2026）年8月31日（月）（計45日間）
※実施期間については、県主催の「公共交通利用促進イベント」の実施期間に合わせるものとする。

（2）販売期間

令和8（2026）年7月10日（金）～令和8（2026）年8月31日（月）

（3）対象者

小学生・中学生及び同乗する同伴者1名

（4）運賃

小学生 1,000円

中学生 2,000円

同乗する同伴者1名まで半額

（子ども乗り放題パスを所持する小学生または中学生と、同伴者として同一区間・同時間帯で乗車する場合に限る）

※いずれも障害者割引の設定なし

（5）払い戻し

令和8（2026）7月17日（金）まで（手数料1枚につき100円）

（6）実施路線

ローカルバス全線、ひまわりバス、お通りバス、廃止代替バス
高速広島線のうち、東城駅前～庄原駅区間に限る

（7）実施路線の内、今回協議する路線

ひまわりバス、お通りバス、廃止代替バス

【実施路線】 ◎今回協議する路線

庄原市	三次市	安芸高田市	島根県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東城庄原線 (東城～庄原) ・ 三城線 (西城～庄原～三次) ◎ひまわりバス ・ 高野線 ・ 口和線 ・ 本村線 ・ 三良坂線 ・ 県大線 ▼東城 ◎東城市街地循環 お通りバス ◎日野原線 ◎小奴可線 ◎保田線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三城線 (西城～庄原～三次) ・ 畠敷線 ・ 敷名線 ・ 湯木・宮内線 ・ 下高野線 ・ 三次市内線 ・ 作木線 ・ 赤名線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高田南部線 ・ 三城線 (三次～吉田出張所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作木線 ・ 赤名線

(7) 発売場所

備北交通本社、三次交通観光センター、ウィー東城、トーエイ

(8) 購入方法

身分証明を持ってきていただき、年齢を確認してから販売

(9) アンケート

販売時に配布する

(10) 利用促進キャンペーン

利用促進の為、各路線をめぐるスタンプラリー等を企画し、遠方へも足を延ばすきっかけを作成する。昨年はスタンプラリーを実施し、獲得ポイントに応じて景品抽選へ応募できる仕組みとすることで、遠方路線への利用促進を図った。

(11) 販売実績

単位：枚

	2025年	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年
中学生	112	130	125	132	110	200	121
小学生	40	26	36	39	28	29	43

(12) PR方法

- ・ 三次市・庄原市の教育委員会を通じ、対象児童・生徒へチラシを配布
- ・ 備北交通公式サイトおよび公式SNS (Facebook・X・LINE) で周知
- ・ 協力施設および子ども向け施設にてチラシ配布

(13) 参考資料

- ・ 前年度実施「夏休みこども乗り放題パス2025」チラシ
- ・ 前年度実施「夏休みこども乗り放題パス2025」スタンプラリー台紙
- ・ 前年度実施「夏休みこども乗り放題パス2025」乗車券

5. 意見募集期間

令和 8（2026） 5 月 28 日（木） から令和 8（2026） 6 月 10 日（水） 17 時 15 分まで

6. 意見の提出方法

次の様式を利用し、次のいずれかの方法により提出してください。

※口頭・電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

[■意見提出書（運賃協議会）.doc](#)

（1） 郵送・FAX・電子メールによる回答

① 郵送の場合

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号
庄原市役所 市民部 地域交通課 地域交通係

② FAXの場合

FAX：0824-72-3322

③ 電子メールの場合

メールアドレス chiikikoutsu@city.shobara.lg.jp

（2） 直接持参による回答

庄原市役所 市民部 地域交通課 地域交通係（市役所本庁舎1階）

（3） 意見の取り扱い

- ・お寄せいただいた意見は、内容を検討の上、運賃を決定する際の参考とします。
- ・意見に対する個別の回答はしません。
- ・提出いただいた個人情報（氏名等）につきましては、今回募集する意見を確認する必要がある場合のみ担当者で利用させていただき、公表はしません。
- ・意見募集結果の公表の際には、年代について、個人が特定されない形で意見とあわせて公表する場合があります。